

障発0329第30号  
平成30年3月29日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長  
( 公 印 省 略 )

障害者芸術文化活動普及支援事業の実施について

標記について、障害者の芸術文化活動（美術、演劇、音楽等）の更なる振興を図ることを目的として、障害者芸術活動支援モデル事業で培った支援ノウハウを全国展開するため、今般、別紙のとおり「障害者芸術文化活動普及支援事業実施要綱」を定め、内示日から適用することとしましたので通知いたします。

貴職におかれましては、管内市区町村、関係団体等に周知を図るとともに、本事業の適正かつ円滑な実施が図られるよう、特段の配慮をお願いいたします。

これに伴い、「障害者芸術文化活動普及支援事業の実施について」（平成29年6月9日障発0609第4号）は廃止します。

(別紙)

## 障害者芸術文化活動普及支援事業実施要綱

### 1 目的

平成 26 年度から平成 28 年度まで行った「障害者の芸術活動支援モデル事業」で培った支援ノウハウを全国展開することにより、障害者の芸術文化活動（以下「芸術文化活動」という。）の更なる振興を図り、地域における障害者の自立と社会参加の促進を図ることを目的とする。

### 2 実施主体

4（1）の実施主体は、都道府県及び都道府県が認めた団体とする。

なお、都道府県が実施する場合は、本事業を適切かつ効果的に実施できる者として都道府県が認めるものに、事業の全部又は一部を委託することも差し支えない。

また、都道府県が適当と認めた団体が実施主体となる場合にあっては、当該都道府県を通じた間接補助により補助金を交付する。

4（2）、（3）の実施主体は、社会福祉法人その他の法人格をもつ団体（以下「実施団体」という。）とする。

### 3 対象分野

芸術文化活動のうち、絵画、陶芸等の「美術」に関する分野、演劇、音楽、舞踊等の「舞台芸術」に関する分野に対する支援を行うものとする。

### 4 事業内容

#### （1） 都道府県レベルにおける活動支援

都道府県及び都道府県が認めた団体は、芸術文化活動を行う障害者本人やその家族、障害福祉サービス事業所、文化施設、支援団体等（以下「事業所等」という。）を支援する拠点「障害者芸術文化活動支援センター」（以下「支援センター」という。）を設置し、次の事業を行う。

#### ア 都道府県内における事業所等に対する相談支援

事業所等から支援方法、創造環境の整備、権利の保護、鑑賞支援、作品の販売・公演、記録・保存、地域・国際交流等に関する相談を受け付け、関係機関や専門家の紹介や専門的知見によるアドバイス等を行う。

相談への対応に当たっては、相談記録のデータベース化を図るなど、工夫すること。

#### イ 芸術文化活動を支援する人材の育成等

芸術文化活動を支援する者等に対して、芸術文化活動の支援方法、著作権等の権利保護、障害特性への理解等に関する研修や、現場体験プログラムの提供などを行い、人材の育成及び確保を図る。

#### ウ 関係者のネットワークづくり

芸術文化活動を支える人材が連携・協力し、多角的な面から支援の在り方が考えられるよう、障害者やその家族、福祉や芸術等の専門家、事業所や文化施設の職員、行政職員、教育関係者、研究者など、分野や領域を超えてさまざまな関係者とネットワークを築く。

また、ネットワークを通じ、事業についての意見交換や情報共有、芸術文化活動の質の向上などに務め、事業の実施に必要な協力を得ること。

#### エ 発表等の機会の創出

地域における障害者の活躍の場を拓げ、地域のさまざまな人々との交流が促進されるよう工夫し、専門家等と連携を図り、質の高い芸術文化活動につながる展示会、体験プログラム、公演等を開催し、地域の障害者の表現活動の発表等の機会を創出する。こうした発表等の機会を創出するにあたり、ウのネットワークを活用すること。

#### オ 情報収集・発信

展示会や公演などのイベント情報、芸術文化活動の実態把握、作品・作者に関する発掘など、都道府県内の芸術文化活動の情報を収集・発信するとともに、4（2）及び（3）と連携し、得られた情報の活用を行う。また、可能な限り国内外の情報収集・発信にも努める。

#### カ 成果報告のとりまとめ

実施成果をとりまとめ、4（2）の広域センターへ報告するとともに、報告書を作成する。

### （2）ブロックレベルにおける広域支援

ブロックレベルにおける広域支援を行う実施団体は、別表に定めるブロック単位で都道府県をとりまとめ、ブロック内の障害者の芸術文化活動を支援する拠点「障害者芸術文化活動広域支援センター」（以下「広域センター」という。）を設置し、次の事業を行

う。

#### ア 都道府県の支援センターに対する支援

都道府県の支援センターが抱える課題について、関係機関や専門家の紹介や、専門的知見によるアドバイス等を行う。

また、行ったアドバイス等を集積し、ブロック内及び4（3）の連携事務局と共有する。

#### イ 支援センター未設置の都道府県の事業所等に対する支援

当該広域センターは、支援センター未設置の都道府県については、本来支援センターが行う相談支援や必要な情報提供を行う。また、次年度以降、支援センターの設置が図られるよう、必要な働きかけを行う。

#### ウ 芸術文化活動に関するブロック研修の開催

ブロック内の支援センター等に対し、事業所等における支援のあり方、芸術文化活動の支援方法、その他必要となる知識やノウハウに関する研修を行う。また、必要に応じて、フォローアップを行う。

#### エ ブロック内の連携の推進

ブロック内の各支援センターの活動状況や支援センター未設置の都道府県の現状などの情報を収集するとともに、各支援センター間の連絡調整、情報共有、意見交換等を行うための会議（以下「ブロック連絡会議」という。）を、4（3）の連携事務局と連携して、企画・運営する。

また、ブロック内の支援センターや他の障害者の芸術文化活動に携わる団体等との連携や交流を促進するとともに課題や成果を共有し、協力できる環境をつくる。

#### オ 発表等の機会の創出

当該ブロックにおける障害者の芸術文化活動の推進や振興につながる展示会、体験プログラム、公演等を、ブロック連絡会議等で十分協議の上、ブロック内の支援センターや芸術、福祉等の専門家と連携し、開催する。

#### カ 成果報告のとりまとめ

支援センター等を通じて、ブロック内の実施成果をとりまとめ、4（3）の連携事務局へ報告する。

### (3) 全国レベルにおける活動支援

全国レベルにおける活動支援を行う実施団体は、各全国の支援センター及び広域センターを横断的に支援する事務局（以下「連携事務局」という。）を設置し、次の事業を行う。

#### ア 広域センター等に対する支援

広域センターや支援センターが抱える課題について、関係機関や専門家の紹介や専門的知見によるアドバイス等を行う。

なお、広域センター未設置のブロックがある場合には、厚生労働省と協議の上、連携事務局が当該ブロックについて必要な業務を行う。

#### イ 全国連絡会議の実施

広域センター、支援センター間の情報共有、意見交換を行うための会議（以下「全国連絡会議」という。）を、厚生労働省と協議の上、企画・運営する。

全国連絡会議は、本事業を実施するに当たり、広域センター等に必要となる知識やノウハウを共有するための勉強会を開催するほか、先進事例等の全国の取組を収集し、紹介する。

#### ウ 全国の情報収集・発信、ネットワーク体制の構築

広域センター等を通じて、全国の芸術文化活動の情報収集・発信を行うとともに、可能な限り国内外の芸術文化活動の情報発信にも努めること。

また、全国連絡会議や広域センターが開催するブロック研修やブロック会議への参加・協力等を通じ、全国のネットワーク体制の構築を図る。

#### エ 成果報告のとりまとめ、公表等

広域センター等を通じて、本事業の実施成果をとりまとめ、報告会を開催するほか、報告書を作成し、国へ報告するとともに広く公表する。

#### オ 障害者団体、芸術団体等との連携

本事業の円滑な実施を図るため、「2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた障害者の文化芸術活動を推進する全国ネットワーク」、芸術団体等と緊密な連携を図るとともに、当該団体に対し、芸術文化活動の振興を推進するための必要な協力を行う。

(4) 実施上の留意点

ア 相互連携について

支援センター、広域センター及び連携事務局は、それぞれ連携・協力のもと、事業にとりくむこと。

イ 全国障害者芸術・文化祭及びサテライト開催事業との連携・協力について

全国障害者芸術・文化祭開催県に配置するコーディネーターと調整の上、全国障害者芸術・文化祭やサテライト開催事業との連携・協力が図られるよう努めること。

ウ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の文化プログラムについて

本事業で実施する展示会や公演等のイベントなどについては、「東京2020 参画プログラム」や「beyond2020 プログラム」として認証を受けるなど、当該大会の機運醸成の一助となるよう努めること。

5 国の補助

国は、本事業に要する経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。

6 実施団体の決定方法等

4(2)、(3)の実施団体は、別に定める評価委員会における事業の評価を踏まえ、予算の範囲内で決定するものとする。なお、採択された実施団体については、評価委員会において、事業完了後に適正かつ効果的に事業が行われたかを検証する事後評価を行う。

別表

	ブロック	対象都道府県
1	北海道・北東北	北海道、青森県、岩手県、秋田県
2	南東北・北関東	宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県
3	南関東・甲信	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
4	東海・北陸	新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
5	近畿	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
6	中国・四国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
7	九州	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県